

令和4年第4回尾道市教育委員会会議録

日 時 令和4年3月24日（木） 午後2時30分 開議
場 所 尾道市庁舎4階 委員会室
署名委員 木曾委員

午後2時30分 開会

○佐藤教育長 定刻になりましたので、ただいまから第4回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、木曾委員を指名いたします。

初めに、村上委員が昨日3月23日をもちまして教育委員としての任期が満了することになりました。このたびの令和4年尾道市議会第2回定例会におきまして再任の同意をいただきましたことを報告いたします。

それでは、村上委員、御挨拶をお願いいたします。

○村上委員 挨拶はあまり得意ではないのですが、あっという間の4年間でした。私は素人なので、いろいろとんちんかんな質問とか枝葉末節のつまらない枝葉のところを質問したり、皆様には大変御迷惑をかけたのではないのかなあと考えております。

4年間の中で、とにかく現場といいますか学校を見て回ろうと。とにかく見て、そこで勉強して、少しでも皆さんと言葉が通じるようになりたいなと思っていたのですが、後半2年間はなかなかコロナで、こちらが行っても何か向こうもお互いに遠慮をするというか、気を遣うのではないのかなと思いつてなかなか行けておりません。コロナが明けたら、精力的というのでもないですけども、いろんなところを見て回りたいたいと考えております。

本当に皆様には申し訳ないのですが、あと4年間付き合ってくださいまして、変な質問するとは思いますが、そこところは素人だと思って許していただいて、よろしくをお願いいたします。教育長もよろしくをお願いします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち重要な項目がありましたら、順次報告をお願い

します。

○**末國庶務課長** 教育長、庶務課長。業務報告及び行事予定の前に、会議日程の一部修正を御報告させていただきます。

議案集の会議日程のページでございますけれども、第2、議案の審査の中の議案第10号のところでございますが、尾道市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案でございますが、委員の「委」が抜けておりましたので、こちらを追加、訂正させていただきます。

それから、その中の、その下の議案第14号でございますが、尾道市立公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案でございますが、尾道市立の「立」が不要でございますが、尾道市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案が正しい名称でございます。この場をお借りして訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

続きまして、議案の業務報告及び行事予定に入らせていただきます。

庶務課に関わります業務報告及び行事予定についてでございますけれども、議案集の1ページをお開きください。

業務報告、行事予定につきましては記載のとおりとなっております。

報告に記載のないものについてでございますが、今月より幼稚園においても保護者とのコミュニケーションプラットフォーム「コドモン」の運用が始まっております。保護者の方にはアプリの登録作業等をお願いし、そういった作業が現在進んでおまして、約8割程度の方が既に登録を済ませていただいていると報告を受けております。

それから、小学校の特別教室のエアコン設置についてでございますけれども、こちらについては前回の教育委員会会議で御説明しましたとおり、国の動きに合わせて今年度前倒しで整備が行われることになったものでございますが、こちらは明日入札を実施する予定となっております。

庶務課に関わります御報告については以上でございます。

○**内海生涯学習課長** 教育長、生涯学習課長。初めに、生涯学習課が所管をいたします施設に対する新型コロナの影響について御説明をいたします。

1月9日から広島県に適用されていたまん延防止等重点措置が3月6日で解除されましたので、所管施設を通常利用できるように切り替えております。

ただし、小・中学生への感染が急激に下がる見込みが立たなかったことから、学校の屋内施設、学校体育館です、こちらについては3月25日まで使用できないこととしております。このため、土堂小学校が利用している勤労者体育センターについても同様の取扱いとさせていただきます。

なお、公民館の中での飲食を禁止したり図書館の閲覧席の席数を減らして間隔を空けたりなど、一部制限を維持してコロナ対策を取った上での通常利用としておりますことを申し添えます。

それでは、生涯学習課の業務報告並びに行事予定について御報告いたします。

2 ページを御覧ください。

まず、業務報告でございますが、3月5日に家庭教育支援講座「おやこのための音楽会」を実施し、107人の参加をいただきました。

3月12日には家庭教育支援講座「なぜなに新聞社」を実施し、親子20人の参加をいただきました。

行事予定についてはございません。

次に、図書館について指定管理者から報告のあった事業の報告をいたします。

業務報告につきましては、3 ページ、中央図書館。

業務報告につきましては記載のとおりです。

行事予定につきましては、4月10日に移動図書館「ひまわり」講座として、広島県立図書館植田副館長に、船に関する歴史などをお話ししていただく予定です。

次に、4 ページ、みつぎ子ども図書館。

業務報告につきましては、3月20日にミュージックベルコンサートを行い、58人の参加をいただきました。

行事予定につきましては記載のとおりです。

5 ページ、因島図書館。

業務報告につきましては記載のとおりです。

行事予定につきましては、4月17日、子ども読書の日、春のおはなしかい「音爛漫」風奏詩として、因島や瀬戸田で活動されているグループ風奏詩さんによる音楽と読み聞かせを予定しております。

続いて6 ページ、瀬戸田図書館です。

業務報告につきましては、3月20日に移動図書館船「ひまわり」講座を行い、18人の参加をいただきました。

行事予定につきましては記載のとおりです。

続いて7 ページ、向島子ども図書館。

業務報告につきましては記載のとおりです。

行事予定につきましては、3月26日わくわく子ども1日図書館員として、新

5、6年生4人がポップ作りや図書館員体験を予定しております。

以上で図書館の業務報告を終わります。

○**榎原因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

業務報告については記載のとおりです。

今年度取り組んでまいりました中学校の特別教室空調設備等整備については、予定どおり期限内に完成したとの報告がありましたので、先日学校を回り検査を行ってまいりました。中学校の理科室と美術室に空調が入ったことで学校も大変喜んでおられました。

また、年度末に向けて業務を急ぎ進めておりました施設の各種修繕業務等についても予定どおり完了しております。

続いて、行事予定でございます。

先ほど庶務課長から説明がございましたが、明日3月25日に因島瀬戸田地域の小学校空調設備等整備業務の入札を行います。因島南小学校についてはガス方式を、因北小、重井小、瀬戸田小学校については電気方式で整備を行います。

応札業者が庶務課と重複することが見込まれるため、庶務課の入札と同日、同会場とし、時間は前後に設定いたしまして入札を実施することにしております。

以上でございます。

○**村上美術館長** 教育長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から順次報告いたします。

9ページを御覧ください。

最初に、尾道市立美術館について御説明します。

業務報告につきましては、2月19日から3月6日まで、第10回写真のまち尾道四季展を開催し、会期中2,773人の来館者があり、1日平均198人で行いました。

3月12日から5月8日まで、特別展フジフィルム・フォトコレクション 日本写真史をつくった101人―「私の1枚」を開催しており、3月12日には写真評論家飯沢耕太郎さんによりフジフィルム・フォトコレクションを通して見た日本写真史と題して特別講演会を開催し、33人の方に御参加いただきました。

続きまして、行事予定でございますが、この特別展期間中の3月27日と4月17日には当館学芸員によるギャラリートークを開催します。

圓鏢勝三彫刻美術館、平山郁夫美術館におきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**三浦学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。学校経営企画課に関わる業務報告並びに行事予定について御報告いたします。

10ページを御覧ください。

まず、業務報告についてですが、3月1日に尾道南高等学校、3月10日に中学校14校、3月13日に日比崎中学校1校、3月23日に小学校で卒業証書授与式が行われました。

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、参加者や式次第の縮小等、様々な制限の中で行われましたが、どの学校も厳粛な中にも感動ある卒業証書授与式であったと報告を受けています。

3月18日、尾道南高等学校で修了式が行われました。

続いて、行事予定についてですが、3月25日全ての小・中学校で修了式が行われます。

3月31日、退職者、辞職者に対する辞退職者辞令交付式を行います。今年度末で退職する教職員は、定年退職が15人、辞職者が20人です。

4月1日、管理職辞令交付式を行います。新規採用者を含む所属職員への辞令は校長にまとめて渡し、各学校で辞令交付式を行います。令和4年度の新規採用者は48人です。

4月6日、全ての小・中学校、尾道南高等学校で始業式が行われます。

4月7日、入学式を、午前に小学校、午後に中学校、夕刻に尾道南高等学校で行われます。

なお、卒業証書授与式と同様、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から規模を縮小して行います。

なお、百島小学校は入学者がいないため入学式は行われません。

4月8日、小・中学校校長会議を行います。

4月20日、学校経営サブリーダー研修会を行います。

以上です。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

まず、業務報告です。

3月3日に教育支援委員会のまとめの会を行いました。まず、特別支援学級

入級に係る就学相談の状況についてですが、令和元年度は313件、令和2年度が303件、今年度令和3年度が308件と、ほぼ横ばいの状況が続いています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症感染予防対策と委員会の効率化、充実のため、ウェブを用いて校長先生方に学校から児童・生徒の説明をしていただきました。

委員の方から直接校長先生に説明をしていただいたり、小学校から中学校への連携をしっかりとしていくことをポイントとしてアドバイスいただいたりするなど、学校の取組の充実につながる工夫ができたのではないかと考えています。

続いて、3月11日に第3回の尾道市いじめ防止対策委員会を行いました。コロナ禍であり、第2回は書面協議としたものの、今回第3回は対面とし、弁護士、医師、大学の先生、臨床心理士の各委員から市内小・中学校の状況の説明の後、アドバイスをいただきました。

尾道市の状況について、特に小学校の暴力行為やいじめの数が増えていること、小学校、中学校ともに不登校の児童・生徒の数が増えていることについて、遠因としてコロナ禍の状況で学校行事等の変更や中止、休憩時間の遊び時間や給食時間の黙食等、これまで当たり前に行っていたことができなくなっていることが子供たちに大きな影響を与えているのではないかと、学校現場では新型コロナウイルス感染症に係る出席停止や学級閉鎖等があることで、以前に比べ休むことに抵抗がなくなっている状況があるのではないかと、またそのことが無気力や不登校につながっているのではないかと等の意見が出され、今後この傾向が続くことで二、三年後の子供たちの生活に大きく影響していくことになるのではないかと懸念も出されました。

また、大学の場合でも実際に対面で話す場がなくなっていることや懇親の会等もなくなり、本音で言い合えるコミュニケーションが取れないことが多くなってきているという意見も出されました。

教育委員会からは、学校の現場では確かに行事の変更や中止が続いているが、規模や内容を縮小し、工夫して少しでも行事を実施できるように努力していること、タブレット等を活用して行事を公開したり交流したりする場を確保していること等について紹介をさせていただきました。

今後も、学校現場における感染症の状況が続くことが予想されますが、引き続き子供たちが安心して学校生活ができるよう努めていきたいと考えています。

行事については御覧いただいているとおりです。

以上でございます。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。それでは、スマートスクールに関わる業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

業務報告ですが、スマートスクール関係の研修会はございません。

2月から活用が始まった学校保護者間連絡システムの状況について、御説明いたします。

今年度導入を試行している10校は、1月から順次、各学校でオンラインでの研修を受けた後、2月から順次活用が始まっております。3月の2週目には10校全ての学校の活用が始まっております。保護者のアプリへの登録については、今後状況を把握していく予定です。

3月は、特に臨時休業中に保護者との連絡に活用されていることが報告されております。保護者の皆様からは、学校への連絡を電話ではなくアプリで伝えることができ、朝仕事の時間を気にすることもなく連絡することができ助かっているという声があったとお聞きしております。

学校も保護者との連絡ツールができ、新型コロナウイルス感染症の対応などの連絡のやり取りなどに活用しているということです。

4月以降、残り30校も使用できるよう準備を進めております。

次に、行事予定ですが、主な研修としては4月26日に情報教育担当教員に向けてのICT活用指導者研修会を行います。来年度のタブレット端末の活用、各学校での活用状況の交流などを行う予定としております。

以上で説明を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの報告について御意見、御質問ございますか。

○豊田委員 学校経営企画課の三浦課長さんからお話がありましたが、今年度退職者は15人で辞退者が20人おられたということですが、このあたりは例えば新採の方が少し調子が悪くなられたとかいろいろあろうかと思うのですが、主な理由は何でしょうか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画係長。辞職者が20人ということで、この20人は全て教諭でございます。ちょっと正確な数は今ないのですが、多くが若手教職員になります。

理由は様々ではありますが、代表的なものを上げますと御結婚をされて遠方に転居される方、それから新しい夢を追いたいという、若者らしいと言ったら

言葉が違うかもしれませんが、そういった希望を持って辞職される方というのが今年度の特徴であるかなあというふうに思っております。

○**木曾委員** 教育指導課に質問ですが、いじめ防止対策委員会で先ほど二、三年後に影響が出るのではないかという懸念ということをお願いしていたのですが、この二、三年後、将来的な懸念材料がある中で、教育委員会としてどういう対策をしようとか計画をしているとかというのがありますか。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。今おっしゃられましたように、現在行事や、取組ができない状況がございます。その中で、各学校は様々な工夫をし、内容を工夫したり縮小したりしてやっているところではありますが、今後こういう状況が続く中で、さらにどういうことができ、そのできるところで子供たちに力をつけていくという方法をさらに考えたり、子供たちの気持ちの状況をしっかり把握をして適切に対応していくということで、これまでも各担任が全員面談を行ったり、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を通して、学校だけではなく外部機関ともつないで子供たちの状況を把握してきましたけども、さらにそういう取組をそれぞれの学校できちんと行うことで子供たちの対応を適切に早くしていくということが大事だろうと考えております。

また、不登校につきましては、来年度不登校対策として各学校のハンドブックのようなものを作成し、またそこでモデル校を選定し、そこで得た知見を各学校に広げていくというようなことも考えておりますので、そういった取組を通して取組を、不登校対策、また子供たちの教育の充実に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○**奥田委員** 先ほどに続きまして、教育指導課の不登校のことについて質問させていただきます。

今年度の状況として、小学校では暴力事案が増え、小学校、中学校とも不登校の生徒が増えているという報告でございました。幾らかコロナの影響があるのだろうというようなことも対策委員会の中で出たということですが、昨年1年間もコロナの状況であり、今年は特に子供たちの感染が増えたというコロナの年でもありましたが、昨年と今年と比べてどういうふうに増えているのかと、その増える数というのはどの程度増えているのか、そのあたりの数字をどういうふうに分析しておられるのか、そのあたりをお聞きしたいのですが。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。例えば、小学校の暴力行為についてでございますが、昨年度、臨時休業等がありましたけども、昨年度2月同時

期、2月までの段階で40件、今年度は令和3年90件ということになっています。

しかしながら、この中身を見てみますと、同じ学校の複数の同じ児童が暴力行為をしているということで、例えば調べてみますと、そのある学校が61件という数字が上がっています。

これは児童養護施設を擁する学校でございますけども、同じような子供が継続して行っているというようなこともございますので、例えば小学校の場合は施設と連携し、施設の職員に学校に来ていただくというようなことも通して取組をしているところでございます。

また、このほかにも、例えば中学校ではある学校で、今年度中学校は74件、昨年度同時期74件ということで変わっておりませんが、先ほどの小学校と同様に1つの学校で32件というような数字も出ています。これも同じような子供さんが継続して繰り返すということで、これらの取組を外部機関も含めて生徒指導委員会というような学校として対応しているという状況でございます。

直接コロナだからという理由はなかなか見当たらないのですが、先ほど申し上げたように、会議の中では当然こういう中身、例えばからかいとか、それからいらいらしたことからくる暴力行為というのが増えておりますので、これは当然コロナによる行事の変更や中止というのが遠因としてあるのだろうというような話が出たところでございます。

○**本安教育指導課長** 不登校でございますが、令和2年、3年同時期、2月ですけども、令和2年が59人、令和3年が76人、中学校が令和2年110人、令和3年127人で、先ほどの暴力行為ほどではありませんが、これも増えていきます。

これも先ほど申し上げたような、なかなか来にくい子供がさらにコロナ禍で来にくくなっている状況があるのではないかとというようなことで話し合われたところです。

○**奥田委員** 説明いただきましたが、小学校の暴力について、特定の子供が繰り返して件数が増えているということでした。学校としても組織的に取り組んでおられるのでしょうかけども、その取組、いろんな視点を入れていろいろな取組でやっぱり対応していくということが必要ではないかと思うのですが、ある程度それがもう目に見えて繰り返されているということであれば、今まで取り組んだことプラス何かこういう形で取り組んで、またそれが駄目ならこういうふうに、やっぱりそのままもうある児童が繰り返し暴力をしているのだから、もうしょうがないとしたときに、それはまた学校全体の生徒指導上の問題になりいろんなものが生起すると思いますので、そこのところを継続して、いろいろ

な視点でより丁寧に指導をされるということが必要ではないかと思えます。

○村上委員 先ほどの小学生の暴力ですけれども、令和3年90件ということですが、これ延べ90件で、加害児童は何人でしょうか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。加害児童が例えば1件につき1人の場合もありますし、それから2人とか3人の場合もありますので、正確に何人というのは難しいのですけれども、件数で言いますと先ほど申し上げた90件という件数の報告がっております。

○村上委員 1人が5件そういった暴力事件といいますか暴力行為をした場合は、ここに5件ということで、1人でも5件ということですね。はい、分かりました。

それと、学校経営企画課で離職者が20人ということですが、若い人が多いということだけど、これは教員になって5年目ぐらいで離職率とかそういうのは分かりますか、3年目でもいいのですけど。結構高いのかどうか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。離職の率につきましては今データを持ち合わせていないところでございますけれども、先ほども説明しましたが、来年度の新規採用者は48人で、今年度は50人、50人前後でこのところ推移しておりますので、そういったところから考えますと、やはり我々としてももう少し慰留に努めて、頑張っていたきたいなあという方が多いのは事実でございます。

○豊田委員 先ほど企画課長さんがおっしゃいましたが、20人の中に新しい職を求めて離れていく人が幾らかいると。その新しい職を求めるといのは、教員が合わなかったとか、どうもうまくいかないとかということでの離職になるのですか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。新しい夢を求めてのこの内訳ということですが、これも話を聞いていますと様々な思いとか理由がございます、中には正直自分にはもっと違う道があるのではないだろうかと考えて去られていく方がいらっしゃることもございます。

ただ、聞いていますと、どちらかという前向きな転職でございますとか、夢を追いかけたいといった前向きな転職でございますとか、故郷に帰って職を変えるでありますとか、そういった理由も聞いておりますので、一概にということでは、申し上げられないと思えます。

○村上委員 スマートスクール担当にちょっとお聞きしたいのですが、学校と保護者の連絡システムですけれども、これはアプリを入力してするということですが、この運用率というか、どの程度の保護者の方が利用しているのです

か。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。利用率、アプリを入れた割合という御質問だったと思うのですが、現在まだこのところ、学校と状況のところは連絡をまだ十分取れていませんので、今後把握していく予定にしております。多いところでは、半数以上が入っておられるという学校も聞いているのですけれども、10校全部の状況についてはまだ把握できておりません。

○村上委員 把握して、やっぱりこの利用率を伸ばしていくという計画なのでしょうか。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。今後、この利用率を伸ばしていく予定にしておりますので、まだ登録できていない場合については、またお願いをさせていただいたりとかということで、今ほかのシステムで連絡をしているものもあるのですけれども、この連絡システムを使って全ての保護者の方に連絡ができるように考えているところです。

○佐藤教育長 さっき幼稚園が3月1日に運用を始めて80%の登録というのが把握できているのに、2月から始めた10校の小学校がというのは、何かそこに支障があるようなことを感じられているのですか。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。特に支障というのは聞いてはおりません。

○佐藤教育長 登録してもらうことによって双方のやり取り、最終的には100%でいろんなものが活用できるようにすることでメリットが起こるわけだから、そういうような活用になるように、理解をいただく中でなるようにお願いしたいと思います。

○奥田委員 スマートスクール担当主幹にお伺いしたいと思います。

タブレットも全生徒に配付され、ICTを活用した授業を3月末までに100%の教員がするという目標があったと思います。この目標は達成されたのでしょうか。見通し、調査の結果が出てれば調査の結果をお聞きしたいと思います。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。今年度の目標は、3月までに全ての教員がタブレット端末を活用した授業ができるというところを目標に進めてきたところでございます。2月末に教職員にアンケートを取らせていただいたものがあります。これによりますと、授業の中で活用をしていると肯定的に回答していただいた割合は81.8%でございました。やはりまだ十分に使っていないとか時々というようなところで、活用が20%近くの先生方がまだ十分できているという、十分といいますか、授業で使

っているという回答ができていない状況がございます。

これにつきましては、まだタブレットの使い方について校内でどんどん進めただけのように、来年度も引き続きICT支援員の学校巡回とか、あるいはもうICT支援員の配置につきましても個別に指導していただけるように今、回っていただくというのを3学期から始めております。これもいろいろな先生方から、個別に対応していただいて使えるようになってきたとか、進め方が分かってきたということも聞いておりますので、こういう使い方を来年度も生かして進めていくことと、また共有できるようなことを進めていきたいと考えているところです。

○**奥田委員** 2月末で81.8%ということで、ちょっと低いなという感想を持ちました。

新しい教育の流れの中で、ICTを活用とかタブレットの活用とか、新しいツールになると思いますので、先生方は100%そういうものに対応できるような、そういうノウハウはやはり身につけていただきたいと思います。この時期に身につけないということになると、一生それを使えない、高齢の特に先生などはというおそれがあると思います。

1回は必ず授業で使いましょうという目標が各学校へどの程度降りているのか、校長先生方もそういう思いで先生方に最低限この新しい時代に生きていく教員だから新しいものを使いこなせるような教員にならなきゃいけないという強い使命感を持って先生方の指導をしておられるのか。そういうところも含めて、私は今年度がICTの元年だからこそ、そういう最終的な締めというのですか、それはやはり必要じゃないかと思います。

ですから、また今後ともそういう取組をしますというのではなくて、まだのところはやはり何月まで、あと4月とか5月とかまでには必ず校長先生の指導の下にそういうICT支援員も優先的に回ってもらえますかねというような形で、私は徹底するということが次のこの後の尾道教育の全体のステップにつながると思いますので、そこのところはぜひやはり徹底していただければと思います。

○**村上委員** 同じような質問というか思いですけども、2割近い先生が使ってないということですよ。これ全部で幾ら予算かけたのか、覚えてないんですけども、1億円かけたら2,000万円の無駄遣いということに普通は考えるんですけども、例えば普通の会社で皆さんコンピューター使っていて一人だけそろばんですります、1人じゃないね、10人いる会社で2人、もうそろばんが慣れているのでそろばんですりますというのは通らないと思うのです。

これって、3月末までというのもちょっと遅過ぎるのではないのかなと思ったのですが、3月末でこのていたらくでは、これはいつ100%になるのですか。はっきりした日にちというか、いつまでというのはありますか。お願いします。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。今のお話にありましたように、やはり全ての先生が使えるというところを今年度目標にしておりましたが、十分にそのところが、全てというところがなかなかできていない状況というところを今反省しているところがございますが、これにつきましても来年度早々には全ての先生が使えるようにというところで進めてまいりたいと考えております。

期限につきましては、またお伝えできるようにしていきたいと考えているところです。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。教員のタブレットの活用についてだと思いますけども、いいのか悪いのかこの1月以降、多くの子供たちがコロナの陽性になり、学級閉鎖、臨時休業等が余儀なくされています。そういった学校については、もうやらざるを得ない状況で、このタブレットを使って健康観察、それから課題の送受信、そして中には授業を配信したという学校がございます。やらざるを得ないのでやっているというところがあるわけですが、そのことで大きく学校の活用というのが出てきている状況がございます。

今後、私たちはその学校の状況をもう少ししっかりと把握をしまして、できている学校のこういうところがさらに使えるのではないかとということをしてきてない学校には伝えていく、または先ほど申し上げたように、やらざるを得ない状況をつくって初めて活用が進むということがございますので、今後教育研究会等、学校の教育研究等を進める中で、やらざるを得ない状況もしっかりと設定していきながら、必ず活用していくというふうにしていく必要があるかなと考えています。

○村上委員 このタブレットの運用ですけども、僕は決意を聞くとか意気込みを聞きに来ているわけではないので、ゴールデンウィークまでには100%やりますとか、そういったのを教えてほしいのですが、どうでしょうか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。先ほど主幹が八十数%ということを行いました。アンケートを取っているわけですが、また委員の皆様方にアンケートの結果を御紹介させていただきますが、その中に文科省の質問に沿ってたくさんの質問をしています。その中の特徴的なのが今ですけども、設問の仕方によって答え方もありますけども、質問が10個ぐらい教員に対してあ

るのですけども、ほとんどの設問に対してほとんどできないと答えているのは数%しかないのです。

ですから、できる、ややできる、あまりできない、ほとんどできないという聞き方なので、あんまりできないというところからややできる、できるというところと98%ぐらいは。だから、全く使っていないという人はほとんどいないという状況です。

私も学校のいろいろな状況も報告を受けたり実際に見に行ったりしていますけども、2割の先生が使っていないという実感は本当にありませんし、学校でできることをこの1年間しっかりやってきてくださっていると思っています。

市議会でもいろいろと報告もさせていただいて、議員からもかなり尾道進んでいるねという評価等もいただいております。

そういった中で、今村上委員さんからも御指摘いただきましたけども、できていない教職員に対してどのようにして100%に持っていくのかというのは、私たちがこれだけ多くの税金を投入して子供たちのためにやらせていただいていますので、何とか早期のうちに、いつまでと断言できませんけども、来年度の研修の体制だけは調う予算もいただきましたので、全力を挙げてこれへしっかりと子供たちに実のなるように、効果の上がる教育機器として活用していけるように支援、バックアップしていきたいと思っています。

○村上委員 当初、こういうICTを活用した授業ということで、先ほどちょっと教育指導課長さんが言われたのは、タブレットを使うという、利用するということも含めるということでしたけど、当初はやはりこれ授業でタブレットを使い切る、そういう授業をするというのが前提だったと思うのです。

ですから、ちょっと部長さんが今説明されましたけど、基本的に授業の中でタブレットを使いこなしながら授業をする授業というものがやっぱり一つの完成形だと思います。それを把握するのは、アンケートがどういう形で把握できているかどうか分からないのですけども、もう一つはやっぱり校長さんが、うちの職員は全部やりましたよ、あるいは彼と彼がまただなというような、そういう把握も必要ではないかと思うのです。やっぱり先ほどちょっと申させていただいたように、学校として授業の中でこういうものが新しい時代に入ってくるのだから、それを全員でやろうと声かけしてスタートしていると思いますので、そこのところの認定の確実なものの情報を把握いただきながら、そこは徹底いただくということをお願いしたいと思うのですが。

○豊田委員 先ほど奥田先生おっしゃいましたが、タブレットを使うということが主目的ではないと思うのです。タブレットとかICTを使いながらいかに児

童・生徒が主体的に学んでいくかっていうことではなかったかと思うのです。

そうすると、アンケートを取る段階でも使っているか使っていないかだけではなくって児童・生徒にもアンケート取れると思うのです。ICTを使って授業が面白くなったとか、先生たちがそういう機器を使いながらいかに主体的な授業を組んでいっているかとかという視点のアンケートも必要ではないかと思うのです。そうしないと、タブレットを使ったとか、100%使ったらそれで主体的な学びができていのかということになると思うのです。

だから、そのあたりを少し多角的にといいますか、多様にアンケートを取って行って実態を把握することが必要じゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。このアンケートについてですけれども、これは2月の末に児童・生徒にもアンケートを取りました。また、保護者の方にもアンケートをスマートフォンから回答をお願いしております。その中で、やはり授業でどう活用しているのかというようなところもお聞きしているところです。

例えば、先生方に対しては児童・生徒の興味関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容をまとめさせたりするためにコンピューターや提示装置などを活用して、資料などを効果的に提示することができますかとかという具体的な場面を聞いております。あるいは、作品などを比較検討するときとか思考を表現させるときに使うということが授業の中でできていますかっていうようなことをお聞きしております。子供たちの思考力とか表現力とかを高めるためにこのタブレットを使っているかという具体的な場面についてもアンケートを取らせていただいております。

私たちも、子供たちの学力を高めるために1時間全部タブレットを使うというのではなくて、やはり書くことも大事ですし、書かせたり、でもみんなの意見を共有させるためには瞬時にできるやっぱりタブレットっていうところが非常に役に立つというところも合わせながら、どういう組合せが一番授業の展開としていいのかっていうところを今模索しているところではありますが、その中でやっぱりこの技術は必要であるということをもう少ししっかりと学校現場にも伝えながら、こういう授業を目指すのだというところも伝えていきたいと考えているところです。

○木曾委員 今のICTだけではなく、私が先ほど質問させていただいたいじめ対策にしても、教育委員会が課題として捉えていること、目標を持って対応されていることに対して、もし課題が解決されてないとか問題があると見たとき

に、やっぱり早めの対策とかサポートというのが要るのではないかなと思うのです。

先ほどICTに関しては、3学期から支援員を派遣してということではありますけど、それではやっぱり遅かったのかなと思うのです。3月末に100%であれば、もっともっと早い段階で、苦手な先生ができる限り使えるようにどうやってサポートしていったらいいかっていう対応も考えるべきではないかなと。

これは、先ほどのいじめ問題に関しても不登校の対策にしても同じだと思うのです。どれだけ課題意識を持っていても対策をしなければ結果は出てこないと思うので、ここまでにこういうふうになってほしいという目標とか希望的なものがあるのであれば、その達成のために今何をすべきか、どのタイミングで、これをしても足りないのであればもっと何ができるのだろうかというのを次々とやっていかなければ、頑張ったけどという結果になるような気がするのです。なので、もっともっと早い対策をしていただけたらなと思います。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ICTの関係で言えば、去年年間の一覧表をつくってくれましたよね。それがどういう進捗をしているのか、例えば手だてがどうだったのかということも意識しながら、来年の計画も皆さんにまた提供をできればと思いますので、それも検討してみてください。

ほかにないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第9号尾道教育総合推進計画についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、議案第9号尾道教育総合推進計画について御説明を申し上げます。

議案集の13ページをお開きください。

来年度から実施する新たな尾道教育総合推進計画については、これまでの教育委員会会議において協議を重ね、1月の定例会において計画案を上程させていただき、議員説明会、そしてパブリックコメントを実施したところでございます。

まず、パブリックコメントの実施結果について御報告を申し上げます。

別冊の尾道教育総合推進計画（案）に対する意見募集の実施結果についてという冊子を御覧ください。

パブリックコメントの募集につきましては、1月28日から先月の2月28日まで約1か月間実施いたしまして、応募者数は6人、意見件数は31件となっております。

いただいた御意見については、委員の皆様には事前に内容の確認、それに対する回答案の御協議をいただきました。

したがいまして、詳細な説明は省略させていただきますが、教育のICT化への不安、就学前からの体力づくり、教職員のやりがい、トイレなどの学校施設の整備、学校と地域の連携、協働をはじめとして多くの具体的な御意見をいただいております。いただいた御意見のうち6件について、計画の加筆、修正を行い、反映を行っております。

教育委員会としても、課題として捉えている部分と重なる箇所が多くございましたので、回答にございますように今後改善に向けて具体的に取り組んでまいりたいと考えております。貴重な御意見ありがとうございました。

なお、意見募集の結果は、今後市のホームページで公開する予定としております。

それでは、計画案について御説明をさせていただきます。

別冊を御覧ください。

前回2月の定例会でお示しいたしました計画案から修正を行ったものについて御説明を申し上げます。

修正箇所については、新旧対照表と計画案を併せて御覧いただく必要がございますので、両方を並べて御覧いただければと思います。

尾道市総合計画後期基本計画での表記に合わせたものや公用文の表記に合わせたものといった軽微な変更については省略をさせていただきますので、新旧対照表で御確認をお願いいたします。

まず、4ページでございますが、図の1、尾道市小学校児童数・中学校生徒数の推移という表でございますが、尾道市内には公立中学校だけでなく私立の中学校も1校ございますので、分かりやすくするために注釈を加えております。

また、資料の基となる学校基本調査につきましては、広島県ではなく文部科学省が実施する調査のため、修正を行っております。

続きまして、5ページを御覧ください。

図の3、年齢3区分別人口の推移の凡例の修正を行っております。これは、パブリックコメントを受けて、年少人口と高齢人口の年齢について対象範囲を改めて加筆をさせていただいたものでございます。

続きまして、推進計画の案の10ページを御覧ください。

地域教育支援活動促進事業について、本年度新たに瀬戸田中学校において取り組むこととなったため、「市内14校」という表現から「市内15校」という表現に修正を行っております。

また、35ページをお開きください。

35ページの(1)地域の教育力の向上の2つ目の白丸部分と関連しますが、「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」に修正しております。こちらにつきましても、パブリックコメントでの御指摘を受けたものでございます。

地域学校協働本部は、学校支援地域本部等の活動基盤として、地域による支援から地域と学校双方向の連携協働へ、また幅広い地域住民の参画により地域学校協働活動を推進する新たな体制となったもので、文言の誤りのため修正を行うものでございます。

続きまして、1ページ前の34ページを御覧ください。

こちらについても、パブリックコメントを受けて修正するものでございます。こちらについては、向東町の特定のチームを掲載することについての御意見をいただいております。こちらについては、既設チームを支える必要性から他地域での新規の開設に向けた取組を進める必要性について、「既に実施している」というような文言を、下線の部分、下線を引いておりますけれども、(1)の黒丸の2つ目のところでございます、その右の「既に実施している」という部分に下線を引いておりますが、そちらを追加しております。

続きまして、37ページを御覧ください。

37ページにつきましては、美術館の活用に対するパブリックコメントにおいて、具体的な記載を必要とするという御意見をいただきましたので、「鑑賞機会の提供に取り組み」という文言につきまして、「鑑賞機会の提供に取り組むとともに出前授業などを実施し」というような表現に修正をしております。すいません、こちらのほうは(2)の4つ目の白丸部分のところに下線を引いて修正箇所をお示ししております。

最後に、40ページからの用語解説でございますけれども、40ページからの用語解説につきましてもパブリックコメントでいただきました語句の追加という意見を反映しております。

以上が計画案の修正でございます。

御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、生涯学習課に係る指標の基準値については令和2年度となっておりますが、現在年度途中でございますので、令和3年度の確定値が判明次第、

時点修正を行う予定とさせていただいております。基準値の「R2」と書いてございますけれども、こちらは年度途中でございますので、確定次第、令和3年度の数値に時点修正をさせていただく予定とさせていただいております。

○佐藤教育長 基準値というのはR3年だから、年ということでいいですね。年度ということになったら、4月を待たないと確定値にならないので、ここの生涯学習の基準値になっているところは暦年の数値になっているのですか。

○末國庶務課長 年度でございます。年度の確定値。年度が終了し、確定した時点でその数字に変更させていただくということでございます。4月になってから印刷をいたしますので、それに間に合うような形で修正を考えております。

さらに、写真の追加や本文の用語解説の字句の微修正についてもさせていただきたいと思っておりますが、そういった部分も含めて計画書を完成していきたいと考えておりますが、写真の追加や微修正につきましては、大変申し訳ございませんが事務局に一任いただければと考えております。

最後になりましたが、これまで委員の皆様方には計画策定に当たりまして多くの御協議をいただきました。大変ありがとうございました。

御説明については以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

最後のまとめをしてくれましたけれども、よろしいですか。

特に今回の部分で言うと、用語解説編のところは初めて見ていただくと思います。まずその前段の部分はこれまでも様々な御意見いただく中で修正を加えてまいりましたけれども、何か用語解説のところでは気になるところがあれば言っていたら、なければ私自身は何個か気になるところがあるので、修正させていただこうと思っておりますけれども、いかがでしょう。

○豊田委員 新旧対照表というのがございます。

そこの1ページですけれども、一番下の行で施策・事業の取組に「活かし」と活用の「活」がありますよね。わかりますか、1ページ。修正後が、今度は「生きる」になっていますが、これは意味からいったら施策・事業の取組に活用するとの意味で、活動の「活」のほうがいいのではないかと思うのですが、訂正されているので、何か意図があるのでしたら教えてください。

○佐藤教育長 昔、我々のときの感覚では、「活」と「生きる」は確実に明確に整理をしとりましたけど、最近は多分どちらもあって、こっちの「生きる」ほうが多く使われとる可能性はあります。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。こちらにつきましては、事務局で確認させ

ていただく過程で、常用漢字では「生きる」という字のほうが常用漢字でございまして、活力の「活」が常用漢字には出ていないということでございまして、常用漢字のほうを……。

○川齋教育総務部長 常用漢字表での「活」には「いかす」という読みが登録されてないため、公用文ではそういう読みは使わないので、「生」という字を使わせてもらっています。

○佐藤教育長 恐らく、昔、当用漢字っていっていた頃には確実にこの「活」はあったのですが、常用漢字になったときにということだろうと思います。

○豊田委員 分かりました。今度はこの冊子の41ページですが、学校選択制度というのがありますよね。そここのところの説明はそれでいいと思うのですが、市として何年から実施したのかというのが入ったほうがいいのかなと思うのですが。といいますのは、資料編のいろんなプランとか基本方針とかがありますよね。39ページ。そこには策定・改定年度というのがあります。何年、何月とありますから、この学校選択制度もこちらに入れたら何年、何月が入るし、学校選択という言葉のそういう説明であれば、さっきのようないつから実施というのが要らないのかなとも思うのですけれども、そのあたりはどんなでしょうか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。まず、学校選択制度というのは制度であって計画ではありませんので、まず資料編の39ページのそこには入らないものになると認識しております。

ですから、あとは41ページの用語のところは何年度に策定されたとかという解説もありますので、検討させていただいて、ある程度レベルをそろえていかないといけないと思いますので、ここは事務局に再度一任させていただければと思います。

○佐藤教育長 項目とか、一番は説明の意味のところは事務局へという、私も見させてもらいますけれども、項目で漏れとるといようなところがあるのかなのかというのは大きな話だとは思いますが、もしないようでしたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、ないようですので、議案第9号を採決いたします。

事務局、それから私に一任をしていただいて、用語のところは字句修正をしますけれども、そういう状況の中で原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認すること

に決しました。

次に、議案第10号尾道市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、議案第10号尾道市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について御説明をさせていただきます。

議案集の14ページをお開きください。

こちらは12月の教育委員会会議で既に報告をさせていただきましたとおり、尾道市立西藤幼稚園が令和4年3月末をもって閉園をいたします。これに伴い、尾道市教育委員会公印規則、それから選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則、尾道市立幼稚園園則の3つの規則について、西藤幼稚園の項目を削除するものでございます。

なお、3つの規則は全て同じ理由での改正となることから、条立てで表記をしております。

以上、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明に対して御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第11号尾道市長者原スポーツセンター設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案第11号尾道市長者原スポーツセンター設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則案について御説明をいたします。

議案集20ページをお開きください。

この議案は、ひろしま・やまぐち公共施設予約サービスから出力した帳票を使用することを可能とするための規則改正でございます。

公立施設予約サービスにつきましては、現在も市内の一部の施設で導入、運用されておりますが、今般、導入施設の拡大を図ることといたしております。

具体的には、インターネットで施設の空き状況が確認できるようになること、また一部の施設でインターネットでの予約申込みができるようになります。

議案集の24ページから30ページにかけておつけをしております新旧対照表で御覧いただくのがよいかと思うのですが、生涯学習課、また因島瀬戸田地域教育課が所管する施設について、一括して規則改正をいたします。

長者原スポーツセンター、市民スポーツ広場、因島体育センター、御調体育センター、御調ソフトボール球場、マリン・ユース・センター、瀬戸田町B&G海洋センター、因島運動公園、向島運動公園の9つの規則を改正し、申請や許可書の発行に際し、予約サービスから出力した帳票を使用することができるよう様式の追加を行います。

なお、今回の導入は市全体で取り組んでおりますので、市長部局に関わる規則については市長部局において改正予定と聞いております。

また、新旧対照表27ページを御覧いただきたいのですが、中ほどにマリン・ユース・センターがございますけれど、この規則の改正について第2条第3号の削除を併せて行っております。これは利用券自動販売機の利用を廃止することに伴い、この号を削除するものでございます。

施行日は令和4年4月1日といたします。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問ございますか。

この、ひろしま・やまぐち何とかサービスというのは会社の名前ではなくてサービス名になるのですか。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。どこが運営しているというのは分からないのですが、ひろしま・やまぐち公共施設予約サービスというのは、インターネットでスポーツ施設や文化施設などの空き状況の確認や予約申込みができるサービス、これは予約プラットフォームっていうような形で広島と山口の両県が運用しているものでございます。

令和3年4月1日現在では、19の自治体がこれを利用しております。広島県内では、尾道市を含めて11の県市町が利用しているものでございます。

○佐藤教育長 なぜ聞いたかという、この提案理由にひろしま・やまぐち公共施設予約サービスから出力した帳票と書いてあるよね。電子情報処理組織から出力したという表現になっているので、何でこの名称をここに出さなければいけなかったのかどうか。市全体で言うのだったら、あえてこの名称が提案理由へ必要だったのかどうか、別のことが来るのかなあという感じを受けたので、

その辺は特に意識しなくていいのですよね、市全体でやるので、教育委員会もそこへ乗りました、乗って市民の方の利便性をよくするのですということいい、そう思っていた。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。大きく言うところの予約サービスの拡充を図る中で、教育委員会の中の施設も利便性を上げるためにこのサービスに加入すると、そこから出力するものが本来使っておりますものとは違う様式になりますので、それを表現するときにはこういった表現になるということでございます。

○木曾委員 出力した帳票ということは、システム上、申請ができるとかではなく、あくまでも紙ベースにした上で申請をする。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。そのとおりでございます、実は予約はインターネットでできる、要するにこれはもう仮予約みたいな形になるわけですけど、最終的にはやはり紙ベースで申請をしていただく必要もありますし、紙ベースでの許可書もお出しする、ここは変わらないわけでございます。

これは、尾道市全体でそういう取扱いとさせていただいております。

○佐藤教育長 全体の動きの中の、教育委員会もその部分ということですね、はい。あまりメリットがどこにあるのかよく分からないけど。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、市全体でやるということで、これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第12号尾道市公民館長の任用についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案第12号尾道市公民館長の任用について御説明いたします。

本案は、議案集の32ページ、33ページの名簿に記載をしておりますけれども、こちらに記載している方を尾道市公民館長として任用したいので、教育委員会の御承認を求めますのでございます。

尾道市は公民館長として28人の任用を行っています。今回、4人が入れ替わ

り、残る24人が更新継続となります。

新規の方のみ御説明を加えさせていただきたいと思います。

32ページの中ほど、向東公民館、仲原美子氏、こちらの方は保育士として長年勤められた上、2010年から2019年まで主任児童委員を務められた方でございます。

また、32ページの最下段、綾目公民館、高上清人氏、こちらの方は広島県福祉事業団に就職をされ、長らく障害者支援施設を中心に勤めてこられた方でございます。

続いて、33ページ、三庄公民館、河野武虎氏、こちらの方は元尾道市の職員でございます。

その次の行、田熊公民館の岡野慎一郎氏、こちらの方は臨床検査技師の免許を有し、長らく地元因島総合病院にお勤めをされていた方でございます。

なお、公民館長の選考に当たっては、地域、利用者協議会や地区社協などからの御推薦をいただいていることを申し添えます。

任用期間は、令和4年4月1日から来年3月末までの1年間でございます。

男性24人、女性4人、女性の割合は14.3%で変わっておりません。平均年齢は65.3歳となります。

以上、御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、御意見、御質問ございますか。

これって、会計任用職員に昨年から変わっていますよね。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。令和2年度から会計年度任用職員制度を導入しております。

○佐藤教育長 何が聞きたかったかというのは、それまでは3年、5年という、5年を1つの区切りで3年、5年、それからあとは地域との関連でというのがありましたよね。そのベースがなくなって今ここへ8年という人がいるのか、もう余人を持って代え難いのか、その辺の制度のたてりと実際の任用のところと、そのあたりをちょっと分かりやすいように説明してもらえればと思うのですが。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。実際に3年経過、また5年経過という一旦の区切りというのは現在も続いております。

ただ、最長で5年ですけれども、最近やはり6年を経過してもなかなかその成り手がいないというような状況が地域で見られておりますので、選出が困難になりつつあるということです。

ですので、5年を経過した時点で公民館長を、これは地元の了解があればま

ず1年間は延ばすことができるというふうにしております。また、6年を今度経過した場合には、現在は公募としておりますので、公募をして地元で選出をさせていただいて、そのまま継続されている方が8年目とかになっているわけです。

ただ、尾道市の公民館長につきましては定年制度がございますので、75歳を超えることはございません。そこまではございますけれども、なかなか地域でこれぐらいの、お仕事を辞められてから公民館長になれる方というのがなかなか選出しづらくなっているという現状はあろうかと思えます。

○佐藤教育長 地区社協や公運協だったか、そのまずは推薦をいただく、推薦がなくて長くなったときには公募、これは地域が公募する、市が公募する。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。こちらは地域でやっていただいていますので、公民館だよりなどで募集をかけていただいております。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第13号尾道市立美術館協議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○村上美術館長 教育長、美術館長。それでは、議案集34ページをお開きください。

議案第13号尾道市立美術館協議会委員の解嘱及び委嘱についてを御説明いたします。

本議案は、尾道市立美術館設置及び管理条例第19条及び尾道市立美術館協議会規則第2条に基づき、美術館協議会委員を解嘱及び委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

美術館協議会委員は、令和3年3月に開催いたしました教育委員会議で御承認をいただいた10人の委員で構成されておりますが、このたび所属団体における辞職願に伴い、1人の方の変更がございました。

35ページにございますように、学校教育関係者として委嘱をしておりました

尾道市立大学芸術文化学部美術学科油画コース教授の矢野哲也氏を解嘱し、同じく美術学科油画コース教授の小野環氏を新たに委嘱いたします。

なお、尾道市立大学からは美術学科油画コース、日本画コース、デザインコースからそれぞれ1人の教授に当美術館協議会委員を委嘱していることを申し添えます。

36ページには、委員10人の名簿をおつけしております。

なお、委嘱期間は令和4年4月1日から前任者の残任期間である令和5年3月31日まででございます。

また、男女比と平均年齢につきましては、男性7人、女性3人、平均年齢が64.9歳となっており、男女比は変わりませんが平均年齢は0.4歳ほど下がっております。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問ございますか。

○村上委員 小野先生にどうこうではないのですが、家庭教育の向上に資する活動を行うものという枠の方は入っていないのですが、これはこれでいいのですか。

○村上美術館長 教育長、美術館長。確かに、この家庭教育の向上に資する活動を行う方という方は、現在の美術館協議会委員の中にはおられません。

このたびは、矢野哲也先生の代わりにということで学校教育関係者の小野環先生を次の協議会委員ということで委嘱のお願いをさせていただいております。

現在の協議会委員の任期は令和5年3月31日までとなっておりますので、取りあえずこのたびはこの10人の方でさせていただきますして、次回令和5年4月1日からの協議会の中、委員を新たにまた委嘱する際には、この家庭教育の向上に資する活動を行う方という方でどなたかいらっしゃるようなことがありましたら、メンバーに入れていくことも含めて検討させていただきたいと思っております。

○村上委員 分かりました。

○佐藤教育長 ほかにありませんか。

20人ですから、半分しかいないのにここへ項目を上げておいて、それがいないというのもということでの御指摘だろうと思うので、よろしく御検討をお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第14号尾道市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第14号尾道市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について御説明いたします。

37ページをお開きください。

本議案は、表記の教育委員会訓令の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由についてですが、出勤簿の電子化に伴う規程改正となります。

39ページの新旧対照表で説明をいたします。

これまでの規程では、第5条、「職員は定められた時刻までに出勤し、別記様式第2号による出勤簿に押印しなければならない」とありましたが、改正後は押印についての規程を削除し、「職員は定められた時刻までに出勤しなければならない」といたしました。

現在、職員の出勤管理は紙媒体の出勤簿、新旧対照表の左側にございますけれども、様式第2号により行っておりますが、押印の見直し及び業務の効率化のため、電子データによる管理方法に変更いたします。

押印の見直しにつきましては、国において押印原則の見直しが急速に進む中、教育委員会においてもこれまで同様の見直しを行ってまいりました。

また、尾道市職員の出勤簿についても、令和4年1月1日から押印が廃止されております。

これらのことから、学校の職員の出勤管理につきましても、新年度を機に紙媒体の出勤簿を削除するとともに、職員の出勤時の押印を廃止することといたします。

現在、尾道市公立学校職員服務規程施行細則第3条に基づき、出勤簿の管理は教頭が、出勤簿の整理は事務職員が行っています。具体的には、教職員一人一人について職員が休暇を取得する際に別途提出いたします休暇簿等を基に、出勤簿の記入事項欄に年次有給休暇や特別休暇等の取得とその取得時間について

て、それから出勤簿下半分になりますけども、集計欄には年次有給休暇や特別休暇等の月ごとの集計を記録しております。

このたびの出勤簿の電子化により、教頭、事務職員のこの事務処理に関わる業務の大幅な効率化につながります。

なお、電子データによる出勤簿は、尾道市公立学校職員服務規程施行細則第3条、出勤簿の整理は広島県立学校出勤簿取扱要領に準じるというのがございますが、これにのっとりまして出勤簿の必要な事項を記録すること、月ごとの集計、それから年間累計、残余日数が自動的に集計をされるものとなっています。

それから、出勤簿に記録した事項の集計を別記様式出勤簿集計表に記録する。お手持ちに議案集とは別に2枚ほど資料として出勤簿、それから出勤簿集計表というのがございますが、ここに入力をしていけば自動的に類型等が集計される仕組みとなっております。紙媒体では、人間が計算もして書き込んでいたということになります。

このようにして職員の出勤管理を行ってまいります。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございますか。

○村上委員 この2号と3号の間に当分の間とあるのですけれども、これは大体どのくらいを目安にしておられるのかというのが1点と、電子化による管理というのは、ちょっとイメージ的にはICチップを非接触のところへくっつければ何時、出退勤の管理ができるというようなイメージだけど、ひょっとして手打ちでやっているのですか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。当分の間現行の紙媒体のものを使用できるということですけども、現在紙媒体の出勤簿は1月から6月までが1枚でございます。7月から12月までが1枚でございます。ですので、年度途中の電子化ということになりますと、途中で今まで1月から3月までのものをまた手計算で電子システムといいますか、この新しい出勤簿に打ち替える作業が膨大となりますので、6月までは今の紙媒体のものを使用していいですよというようにいたしております。

それから、勤務管理ですけども、教職員の出勤については管理職が目で確認、現認をいたします。この現認と併せまして、統合型校務支援システムの中に出退勤管理システムというのがございまして、今おっしゃるように出勤したらボタンを押すというようなことですが、1台のパソコン上でできますので、

管理がしやすくなっております。

○村上委員 分かりました。

○佐藤教育長 ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第15号学校における働き方改革取組方針の改定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第15号学校における働き方改革取組方針の改定について御説明いたします。

40ページをお開きください。

本議案は、別紙のとおり学校における働き方改革取組方針を改定したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由についてですが、平成30年10月に本市における学校における働き方改革取組方針を策定し、平成30年度から令和3年度までの4年間を取組期間として取組を進めてきたところですが、国の法改正や公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針へ格上げになったことなどを踏まえ、学校における働き方改革を一層推進するため、期間や目標を再設定し、取組内容を見直し、改定するものです。

42ページをお開きください。

目次にありますように、本取組方針は大きく7つの項目で構成をしております。

概要版に基づいて説明をいたします。

51ページの概要版を御覧ください。

縦1、改定の趣旨についてです。

提案理由の繰り返しになりますが、平成30年10月に旧方針を策定し、平成30年度から令和3年度の4年間を取組期間として取組を進めてきたところです。国の法改正や公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針へ格上げになったことなどを踏まえ、学校における働き方改革を一層推進するため、期間や目標を再設定し、取組内容を見直すことといた

しました。

旧方針では、3つの方策に関わって15の取組を推進してまいりましたが、目標を子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合80%以上、時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合ゼロ%の2点を設定しておりました。

44ページに戻って御覧ください。

4年間の取組により、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合は、取組開始前の平成30年6月は66.2%であったのが令和3年6月は80.1%に向上しました。

一方で、時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合は、平成30年度は16.2%、令和3年度は6.0%であり、目標には到達しておりませんが、時間外勤務時間の平均は縮減しております。

これらの4年間の取組の結果を踏まえ、45ページの(4)になりますが、現状課題を踏まえて今後重点的に取り組むべき事項として、旧方針のア、方策1、学校教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備、それから46ページになりますが、イ、方策2、教職員全体の働き方に関する意識改革、それからウ、方策3、部活動指導に関わる教員の負担軽減の3点について整理をしています。

概要版に戻って説明をいたします。

再び51ページを御覧ください。

縦2、学校における働き方改革の目的についてです。

本方針に基づいた取組を進めることにより、令和4年度から令和8年度を計画しております尾道教育総合推進計画の円滑な実施、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図ります。

また、教員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境づくりの実現を目指します。

縦3、期間、目標についてですが、期間は尾道教育総合推進計画の計画期間に合わせ、令和4年度から令和8年度、目標は尾道教育総合推進計画の指標に合わせ、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合90%以上、時間外勤務時間が月45時間以下の教職員100%といたしております。

縦4、取組内容についてですが、学校における働き方改革をさらに進めるため、今後取り組むことを3つの方策にまとめております。

1つ目の方策は、学校、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備です。この方策については、旧方針と変更はありません。

具体的に、(1)から(7)までとしておりますが、(1)から(6)までは旧方針の下でも取組を進めてまいりました。(3)と(6)は充実、(7)は新規としています。

(3)の統合型校務支援システム等ICTの活用促進につきましては、令和2年7月に統合型校務支援システムを導入し、現在2年目となっております。また、令和4年4月からは全ての学校に学校保護者間連絡システムを導入し、ICTを活用した業務の効率化を推進します。

(6)につきましては、中学校区を単位とした全ての小・中学校と尾道南高等学校に学校運営協議会制度を導入し、現在1小学校、2中学校区に設置しているコミュニティ・スクールをさらに広げ、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的、継続的な連携を可能とする、地域とともにある学校づくりを推進していきます。

(7)につきましては、保護者の利便性の向上及び教職員の業務負担の軽減のため、文部科学省の給食費の徴収管理に関するガイドラインに基づき、学校給食費の公会計化を検討いたします。

2つ目の方策は、教職員全体の働き方に関する意識の醸成についてです。(1)から(5)までは旧方針の下でも取組を進めてまいりましたが、(2)は充実としております。

旧方針の策定時点では導入していなかった統合型校務支援システムにより、教職員の健康管理や時間外勤務の縮減に向けた教職員の在校等時間の正確な把握を行うなど、適正な勤務時間管理をしてまいります。

また、同様に旧方針の策定時点では導入していなかったストレスチェック制度を活用し、教職員の健康管理に努めます。

3つ目の方策は、部活動指導に関わる教員の負担軽減です。(1)は継続、(2)は新規です。

(2)につきましては、令和元年度から配置しております部活動指導員を引き続き任用するとともに、専門的な技術指導ができる外部指導者についての情報提供を学校に行うなど、運営体制の充実に向けて検討してまいります。

また、部活動の在り方について、国による令和5年度以降の週休日等の部活動の段階的な地域移行の検討状況を踏まえ、尾道市立中学校における部活動の在り方に関する検討委員会において検討してまいります。

以上、取組方針の改定についての説明とさせていただきます。

なお、御承認いただきましたら市内小・中高等学校へ通知するとともに、尾道市ホームページへの掲載、市議会議員への情報提供等、市民の皆様にも速やかに周知してまいります。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問ございますか。

○木曾委員 この目標で、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合を90%以上ということですが、これまで80%達成で、2割の方がまだ感じられてないということで、この取組を行うことでこの90%以上というのが確保できるのだと思うのですが、理想は100%にしていきたいです。先生方が子供と向き合う時間が確保されないと子供たちの環境というのはよくならないと思いますし、逆に、先生はこれ100%になったとしても、子供たちが先生は自分に向き合ってくれているという満足感がないと意味がないと思うのです。

ここがどういう対策をしてここの数字を上げていくかということと、先ほどの話にも出てきた、もし計画どおりに進まなかったとき、満足度が上がらなかったときにどういう対策をされるのかというのを、もし計画的なことがあれば教えてください。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。ありがとうございます。子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合、目標では90%以上としておりますが、木曾委員さんがおっしゃいますように、100%というのが本当に望ましいと思っております。日々子供と接している先生が、忙しさにかまけて子供と向き合えないと感じていることが、やはり最大の教育の資源の損失といえますか、マイナスにつながると思いますので、目標は90%としておりますけども、以上ですから100%に極力近づけるようにやっていきたいと思っております。

その手だてになりますが、これは先ほど説明しました3つの方策14の取組が複合的に相まって、ここの目標到達にいくのだと思いますけども、旧方針の下での4年間で、校長を通して学校の状況とかを聞き取ってまいりました。やはり子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が高い学校に行けば行くほど風通しがいい学校であったり、ボトムアップが図られていたり、視認性が機能している、組織的な活動ができているといったところが見受けられました。

この取組方針にあります取組を着実に実行していくとともに、またいろいろな研修会で、そういった学校をつくるためにはどのようにしていくかということの一つ一つ研さんを現場の教職員が積めるようにしていきたいと思っております。

それから、計画どおりにいかなかった場合という御質問だったと思っておりますけ

ども、50ページの最後にその他という項目がありまして、方針を立てっ放しではなく、随時勤務時間の調査、それからアンケート調査によりまして学校の状況を定期的に把握していくということは必ずやっていきたいと、その上で行き詰まりと申しますか、滞っているところとかというところがありましたら、その原因は随時調べまして、取組方針は随時見直しを行うという心積もりでありますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○**奥田委員** ちょっと質問したいのですが、過去この4年間は成果が上がっておられるのではないかと思います。非常に着実に子供と向き合う時間とか時間外勤務している職員の割合が減っているというところは評価されることではないかと思えます。

ただ、やはりこれを見ても、小学校、中学校で見ても、やはり中学校はなかなか数値が下がり切れないというところが浮かび上がってきていると思います。その中で、やはりどうしても中学校の難しいところは部活動というところがあるから、そこが小学校並みには下がらないということも分析できると思えます。

それで、方針の中で、方策の3番で部活動指導における教員の負担軽減ということをお上げおられます。このところをどういうふうになんか中身のあるものにしていくかということが、これからの4年間の成果の中になんか大きく響いてくると思えます。

具体的な方策の中で、どうでしょうか、部活動の学校ごとのそういう方針に基づいたそれを徹底する、クラブ活動のない日を設けるとか、そういうふうなことをしつつ、また外部指導者についても積極的に採用するという方針も出されております。こういうところの外部指導者を採用することになれば、また金銭的なものも伴うということになると思えますので、そのあたり見通しを持ちながら、この4年間対応をしていただければと思えます。

もう一つは、今のところですが、令和5年度以降の地域移行の検討状況を踏まえ、検討委員会において検討するとあります。これはもう既に検討委員会はスタートしているのでしょうか。令和5年から実際にスタートする、もうかなり実効的なものができるのか、ちょっとそこの地域でそういうものを支えるというところがかなりはっきりと見えてくると、その辺の部活動の指導についても先生方の負担が軽減されるということが見えてくると思うのですが、ちょっとその辺りのア、イの見通しをお聞かせいただければと思えます。

○**三浦学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。奥田委員さんがおっしゃいますように、中学校の時間外勤務が多いところは部活動が大きな要因である

うという分析をしております。

今のところで、令和5年度以降に国が週休日、部活動の段階的な地域移行という方針を立てておりますけども、ここに書いてあります尾道市立中学校における部活動の在り方に関する検討委員会、令和2年度に設置をいたしました。部活動について、将来的には在り方を検討していかないといけない課題意識に基づきまして、令和2年度はちょっと新型コロナの先行きが不透明であったときですから1回しか開催はできていないのですけども、まず部活動が抱える課題について共通認識を持つようではないかと。

部活動には今まで経緯がありまして、非常に子供たちの教育に効果があるような見方でありまして、逆に教職員の負担過重につながっているのではないかと、いろいろな意見があります。その中で、まずは共通認識を持つということをございました。

それから、令和3年度は2回行っておりますが、これは今後国がだんだんと地域移行ということを言い出しましたので、それに基づいてどんな現場では認識があるだろうかとか、中体連の中で声はないだろうかとか、情報収集に努めてまいりました。

メンバーについてでございますけども、学校教育部長、それから学校経営企画課長、それから教育指導課長、それから生涯学習課長に加えまして中学校体育連盟の会長、これは校長になりますけども、あと中学校長会長が現在のメンバーです。

今後につきましては、令和4年度、来年度の6月、7月ぐらいに国がまず方向性を出すのではないかとという情報もありますので、それを踏まえながら尾道市においてはどのように実行ができるだろうかということの検討を具体的に始めていくという段階でございます。

また、必要に応じて現在でも、例えば外部の体育協会でありますとか、そういったところの方々を呼んで意見を聞くことができるという要綱を定めておりますけども、拡大をしまして、いろいろな地域の方々に入ってきていただいて検討をしていくということも視野に入れながら、今後進めてまいりたいと思っております。

○村上委員 2点ほどお聞かせください。

44ページの、その他の9項目の結果というところで、上から3つ目ですけれども、学校教育の目標の達成に向けた取組について、全ての教職員が参画しているというところで、令和3年は87%ということは、13%の学校が全部の教員が同じ方向に向いてないというふうな理解なのですか。それとも、13%の教員

なのか、13%の学校なのか、ちょっとそこら辺がよく分からないので、多分学校だろうと思うのですけども、13%というのは結構大きいので、どうなのかと思うのですが。

それと、49ページの給食費の徴収ですけども、これは検討するという事ですけども、令和8年まで検討して、それまでは給食費の徴収、払わなかった保護者に対しては校長先生とか担任の先生が集金に行くと。集金というのは先生もプロではないので、非常に保護者とのあつれきも生まれる可能性もありますし、それこそ働き方改革なので、これは早急にやってもらいたいのですがどうでしょうか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。私からはアンケートの学校教育目標の達成に向けた取組、全ての教職員が参画している87%についてお答えをさせていただきます。

この87%というのは、学校ではございません。教職員が尾道市内に700人少しおりますけども、一人一人がアンケートに回答しまして、その集計をして、その者が自分の勤めている学校は全ての教職員が参画していると感じている、その割合になります。

13%がどうだろうかということでございますけども、これは例えば危惧されるのが校長の方針に、学校教育目標です、そういったものに反発しておりますとか違う方向を向いているとかというような意味合いでは我々は捉えておりません。

我々が常日頃から校長の研修等で話しておりますのが、学校教育目標の達成に向けて教職員一人一人が持てる力を発揮しながら一つの組織をつくっていかうというようなことで、その具体的な方策につきましても、教頭の研修等でも、教務主任の研修等でも研修を積んでいるところでございます。

ただ、やはりこの13%の方々個別に聞き取りをしたわけではありませんけども、なかなか組織の中で自分の役割を果たすことができ切れていないとか、例えば多忙さの中でみんなが一つになり切っていないのではないとか、同じ方向は向いているけどもまだまだだとか、そういったいろいろな思いのところ、13%の方が書かれているのだと推測しております。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。学校給食費の公会計化の検討についての御質問がございましたので、庶務課から回答させていただきます。

学校給食費の公会計化につきましては、これまでも引き続き検討は続けております。委員から御指摘のあったように、校長先生や学校の管理職が給食費の徴収を行うという部分については、今、私会計という形で学校が会計を持って

いるという状況でございますので、できるだけ早く解決、解消したいと考えております。

ただ、これまでもコンサルタントでありますとか、それとか実際にやっておられる自治体などからの聞き取りも行っておりまして、そういった中で公会計化を導入した自治体であっても必ずしも学校の業務が減っていないという事例も散見されることから、こういった部分につきまして、実際に教職員の働き方改革につながるような形で負担が軽減されるような形のものにしていかなければならないということで、今いろいろ情報収集を行っているところでございます。

一般的には、方向性が決まれば2年程度で実施していくというような形でガイドラインにも出ておりますので、できるだけ早く尾道市としての方向性をはっきりさせて、そういった実際の動きにつなげていきたいと考えております。

○**豊田委員** 働き方改革については非常に実績が、成果が上がっているなというふうに見せていただきました。そして、先生方が何よりも子供と向き合う時間ができたというふう実感しておられることはすばらしいことだと思います。

そこで一つ懸念されるのが、今保護者対応とか保護者と連携するということが特に若い先生方は難しいということもよく耳にしますけれども、時間外に家庭へ出向いて行って、何かトラブルがあったときに早く対応するというのも大事なことですけれども、そういったところが従来どおりに進んでいるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○**三浦学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。働き方改革を進める上で、勤務時間の管理でありますとか勤務時間の縮減というのは非常に大きなことではございます。

ただ、そうはいいまして学校の先生ですから、例えばじゃあ働き方改革のほうを優先して教材研究をしなくてもよいのかとか、働き方改革を優先して子供たちの指導をおろそかにしてもいいのかということとは話がまた違う問題であると思っています。

したがって、今、時間外に家庭へ出向く家庭訪問というのは従前から教職員はやってきているところでありますけれども、これについて働き方改革があるがゆえに回数が減ったとか足が遠くなったとかというような報告は受けておりません。

○**豊田委員** そうですか。分かりました。

○**木曾委員** 48ページですけど、子供と向き合う時間というのが、私は授業とかそういうことだと、これ子供と向き合う時間の中に、括弧の中に授業、部活

動、クラブ活動と入っているではないですか。これは部活動とかに携わっても子供と向き合う時間が増えたということになってくるのですよね。でも、部活動は外部委託をしていこうとしているのですよね。

○小柳学校教育部長 週休日だけ。

○木曾委員 週休日だけ。平日は先生が指導をして、週休日だけを外部の方ということになるのですか。

○小柳学校教育部長 国の方針。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。子供と向き合う時間の確保というのが、非常に定義が難しい言葉だと思います。人それぞれによって感じ方が変わりますので、あえてここの注釈のところに定義を入れたということになりますが、要は子供と全く関わりのない事務作業とかではなくて、子供に関わる業務は全て子供と向き合う時間の中に入れようという発想でございます。

したがいまして、将来的にはその部活動の地域移行ということはありませんけれども、そこだけに視点を当てるのではなくて、自分は授業で子供たちに向き合っているとか、自分は生徒指導で向き合っているとか、あるいは子供は目の前にいないけども、授業の準備、教材研究、指導案を書くとか、子供の姿をイメージしながら業務をしている、こういったもの全て含めて子供と向き合う時間というふうにしていこうというふうにさせていただいているところです。

○木曾委員 分かりました。

○佐藤教育長 よろしいですか。

○木曾委員 はい。

○村上委員 統合型校務支援システムの件ですけれども、48ページが一番下ですけども、導入して2年になるのですけれども、業務の効率化を推進するというふうになっているのですが、今イメージとしてはどの程度推進しているのか、あとのくらい足りないのか、イメージで結構です。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。統合型校務支援システムにつきましては、令和2年6月から運用を開始しております。令和3年6月になりますけれども、様々な機能を搭載させる予定で導入いたしまして、予定していた全ての機能が搭載をされました。

例えばどのようなイメージでということは、一番簡単なのが使用率であるとかそういったところであると思うのですけれども、これはもう漏れなく全教職員が使用をしております。使用しないと通知表でありますとか指導要録でありますとか、日常業務ができないようなものになっておりますので、これはもう全員

がしているということでございます。

もう日常的にも使っておりまして、当初はかなり問合せが教育委員会にも多かったわけですが、今はほとんど教育委員会に対して操作方法でありますとか取扱いについての質問はございません。といいますのは、もう職場ではかなり使用が当たり前になってきたのだらうなと推測をしております。

ただ、そうはいいましても、もともとそういったコンピューター系について苦手な教職員でありますとかがありますので、中にはやっぱりまだまだ操作方法、操作に慣れるのに時間がかかるなあとというような声も一部聞いているところはございます。

○村上委員 分かりました。

○佐藤教育長 いろいろな御意見をいただきましたが、内容についてここをこういうようにというのはなかったように思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、ないようですので、これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第16号学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第16号学校運営協議会委員の委嘱について御説明いたします。

59ページをお開きください。

本議案は、学校運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由についてですが、学校運営協議会委員の任期満了及び新たな学校運営協議会の設置に伴い、尾道市学校運営協議会規則第7条第1項に基づき、別紙のとおり委員を委嘱するものです。

60ページを御覧ください。

土堂小学校学校運営協議会委員の委嘱期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

今回の委嘱については、再任が8人でございます。男性が5人、女性3人の計8人で、平均年齢は57.0歳です。女性の割合は38%でございます。

61ページを御覧ください。

向東地域学校運営協議会委員の委嘱期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっています。

今回の委嘱については、再任7人、新任3人でございます。男性6人、女性4人の計10人で、平均年齢は56.8歳です。女性の割合は40%でございます。

62ページを御覧ください。

瀬戸田小学校・中学校学校運営協議会委員の委嘱期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっています。

今回の委嘱については、再任9人でございます。男性5人、女性4人の計9人で、平均年齢は58.2歳です。女性の割合は44%でございます。

63ページを御覧ください。

令和4年度より新たに吉和地域学校運営協議会と浦崎地域学校運営協議会が設置されます。

吉和地域学校運営協議会委員の委嘱期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっています。

今回の委嘱については、新任が10人でございます。男性5人、女性5人の計10人で、平均年齢は61.6歳です。女性の割合は50%でございます。

64ページを御覧ください。

浦崎地域学校運営協議会委員の委嘱期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっています。

今回の委嘱については、新任8人でございます。男性5人、女性3人の計8人で、平均年齢は59.9歳です。女性の割合は38%でございます。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明、御意見、御質問ございますか。

○木曾委員 地域というか学校からの推薦だと思うのですが、1号から5号の委員さんがいれば、今回新しく設置される2校に関しては1号から3号ではないですか。それぞれの割合とかというのは、決まりはないということですよ、この人数範囲内でここに該当する方であれば、極端に言うと保護者だけとか地域住民だけでも可能なのですか、この運営として。このメンバー、候補者の方に異論はないのですが、この選任というのが別に割合が関係ない、全員に入っていなくてもよければ。極論ですけど、教えてください。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。委員の選任につきましては、尾道市学校運営協議会規則にのっとって行っております。

1号委員、これは保護者、2号委員は地域住民、3号委員、対象学校の運営に資する活動を行う者、それから4号委員、学識経験者、それから5号委員、その他教育委員会が適当と認める者の中から10人以内として選ぶという規定がございます。

今、極論とおっしゃいましたけども、極端に言えば規約上は全ての1号委員から5号委員まで全てが入らないといけないというわけではございませんけども、選考委員会、これは教育委員会が一方的に指名するとか校長が指名するとかというのではなく、それぞれ地域の選考委員会というのを開いて、その中で選考、選任をしております。

例えば、来年からスタートします吉和地域でございますと、吉和地域学校運営協議会委員選考委員会というものを開催しまして、そこで議決をして選んでいると。その中で、やはり保護者だけではなくて様々な方がいらっしゃるということが学校運営協議会を成功に導くということは重々皆さん御理解いただいておりますので、そうはいいましてなかなかこの学識経験者に該当する方が見つからなかったりということはあるのですが、地域の方々の支援をいただいたりとか、3号委員になりますけども、学校の運営に、コーディネーターと呼んでおりますが、様々な取組について協力をしていくものというのがいないと機能しないということが分かった上で選ばれていますので、今の保護者だけということは今後も起こりにくいのではないかなと思っております。

○木曾委員 続けて、選考委員会の選考委員さんは、どういう基準で選ばれているのですか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。このたび、吉和地域、それから浦崎地域とこの運営協議会の設置について話をしていたわけですけども、まず校長に話をしまして、地域と話をまずしてもらいましょうという話をします。地域の中に、学校を支援する地域協働本部というのがございます。そこへ話をしまして、こういう趣旨なので選考委員会を立ち上げたいという話をしまして、地域の推薦の下にこの選考委員会が決まっていくという流れになっております。

○豊田委員 先ほどの委員選考委員会について、もう一つ質問したいのですが、学校の校長先生方が入られますか。それから、このメンバーというのはもう地域に任されているのでしょうか。それとも、例えば学校の校長さん方が小・中入るとか、何かそこら辺の縛りがありますか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。選考委員会の選考メンバーについて、どういう方々がどういう数でというようなものはないのですが

も、校長は入りません。地域の方々が選考をするということですから、その議決の際に校長が入るといことはございません。

ただ、選考委員会、地域によってはやっぱり校長としてこういう方々に入っていたらいいとか、こういう活躍をしている方に入っていたらいいとかというような希望は当然ながら申し上げるようなことはございます。

○**豊田委員** 校長先生の御意見が尊重されるべきだと思うのです。もちろん、選考委員を選ぶのは地域の中から選ぶのでしょうけれども、いろいろ前回お話しさせてもらいましたが、なかなか難しいところがあって、学校としてはこういう方にぜひなっていたらいいという要望を出しても、それがなかなか通りにくいということも現実あるのだそうです。

そういう場合に、やっぱりこの選考委員会というのがとても大事な役割を果たすと思うのです。選ばれてきたものを教育委員会が任命されるのですよね。

○**佐藤教育長** ここで決定します。

○**豊田委員** だから役員選考委員会というのがとても大事だということを思います。

○**三浦学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。委員の選考方法についてですけども、教育総合推進計画でありますとか、そういったところでも出ておりますけども、今後令和8年度までに全ての中学校区を単位とする小・中学校、それから尾道南高等学校に運営協議会を設置していくということは、恐らくこれからもう一回こういった制度的なものでありますとか選考方法でありますとか見直しをしていかないと、なかなかこれは大変になってくるだろうと思っております。ですので、今豊田委員さんがおっしゃったことも踏まえながら、どういうありようがいいのかということは検討してまいりたいと思っております。

○**豊田委員** 分かりました。

○**佐藤教育長** 多分、今までの学校評議員や学校関係評価委員の仕組みも含めて、スクールミッションの下、どういふようにといたったときに、幾らか心配事があるよということで御指摘もいただいたと思うので、地域の思いもあって、1年やってみてもらう中でどういふ課題が出るかというの、地域そのものにもそういういい面、悪い面も出てくると思うので、これはこれとして一応尊重していただいて、その後の部分としてまた議論もしたいと思うので、当然御心配の向きも非常によく分かるので、その辺も踏まえて事務局としてそれぞれの協議会にも関わるだろうから、そのあたりも注意深く関わってください。お願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようでしたら、議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第17号教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについてを議題といたします。

本案の審査は人事案件ですので非公開が妥当だと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 異議なしと認め、議案17号は非公開とします。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。

それでは、これより非公開審査に入りますが、その前にその他として委員の皆さんから何か御意見ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 関係者以外は出ていただいて、休憩に入ります。ありがとうございます。

午後4時51分 休憩

午後 4 時52分 再開

「議案第17号教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについて」

(非公開審査)

○佐藤教育長 以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は令和4年4月28日木曜日午後2時30分からを予定しております。

お疲れさまでした。

午後4時57分 閉会